

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表

2022年7月8日施行の改正女性活躍推進法に基づき、株式会社SOYOKAZEの「男女の賃金の差異」の情報を公表いたします。

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	労働者に占める女性労働者の割合
全従業員	86.1%	73.5%
正規労働者	86.3%	65.8%
非正規労働者	104.4%	77.2%

「職業生活と家庭生活との両立」

		平均継続勤務年数
全従業員	男性	4.8年
	女性	4.9年
正規労働者	男性	6.7年
	女性	6.1年
非正規労働者	男性	3.4年
	女性	4.5年

<対象期間>

令和5年4月1日から令和6年3月31日

<差異についての補足説明>

賃金割合については、育児休業等の休職者を除いております。

正規労働者 差異につながる最も大きな要因として、管理職を担うことができる女性労働者の割合が少ないことが挙げられます。

同割合を高めるべく、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画に掲げた内容を実践してまいります。